

諮問番号：平成31年諮問第2号

答申番号：平成31年答申第4号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）に関して、審査請求人が、処分庁からの指示に審査請求人が従わないことを理由として処分庁が審査請求人に対して行った本件処分は許されない等と主張して、本件処分の取消しを求める事案である。

第3 審査請求に至る経過

審査請求に至る経過については、次のとおりである。

- 1 審査請求人は、処分庁に対し、法に基づく保護を申請し、処分庁は、平成28年5月2日付けで審査請求人の保護を開始した。
- 2 平成28年5月19日、処分庁は、審査請求人が加入している生命保険（以下「生命保険」という。）が差し押さえられており、解約することができないことを確認した。
- 3 平成28年5月26日、処分庁は、保護を開始した同年5月2日時点の生命保険の解約返戻金相当額が○円であることを確認した。
- 4 平成28年6月9日、処分庁は、同年5月26日付けで生命保険の差押えが解除されたことを確認した。
- 5 平成28年7月4日、同年11月22日及び平成29年1月24日、処分庁は、審査請求人に対し、生命保険を解約すべき旨を口頭により指示したが、審査請求人は、生命保険を解約しない旨を申し立てた。
- 6 平成29年1月10日、処分庁は、同月4日時点の生命保険の解約返戻金相当額が○円であることを確認した。
- 7 平成29年2月27日、処分庁は、審査請求人に対し、審査請求人が保有する総排気量が250ccのオートバイ（以下「本件オートバイ」という。）を処分すべき旨の指示（以下「指示①」という。）に係る指示書及び生命保険を解約すべき旨の指示（以下「指示②」という。）に係る指示書を交付し、いずれも履行期限を同年3月15日とした上で、その内容について説明を行った。
- 8 処分庁は、指示①及び指示②（以下「両指示」という。）の履行を確認することができなかつたため、平成29年3月24日、審査請求人に対し、弁明供与通知書を送付し、同月30日、処分庁は、審査請求人から、「弁明書」と題する書類を受領するとともに、両指示についての弁明を聴取した。

- 9 処分庁は、平成29年4月12日付けで本件処分を行い、同月25日、審査請求人に通知した。
- 10 平成29年4月28日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、両指示はいずれも不合理であり、これらに従わないことを理由として行われた本件処分は許されない等と主張して、本件処分の取消しを求めている。

2 処分庁の主張

(1) 指示①について

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問3の23の答によると、総排気量が125ccを超えるオートバイは生活用品としての保有が認められないとされている。

本件オートバイは、総排気量が125ccを超えており、生活用品として必要不可欠であるとは認めがたいので、法第27条第1項の規定により、指示①を行った。

(2) 指示②について

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第3の問11の答及び問答集問3の24の答(2)によると、保険の解約返戻金は、資産として活用させるのが原則であり、解約返戻金の額が最低生活費の概ね3箇月分程度以下であり、一定の要件を満たす場合に限り、保険を解約せずに保護を適用して差し支えないとされている。

生命保険の解約返戻金相当額は、保護開始時で〇円、平成29年1月4日時点で〇円であり、審査請求人の保護開始時点の最低生活費〇円の3箇月分を超えている。このため、法第27条第1項の規定により、指示②を行った。

(3) 本件処分について

審査請求人が両指示に従わなかったため、処分庁は、法第62条第4項の規定により弁明の機会を供与したものの、両指示の履行が認められず、審査請求人が両指示に従わないことを繰り返し明言しており、保護の停止を行ったとしても両指示に従わせることが著しく困難と認められたことから、本件処分を行った。

以上から、本件処分は、適法かつ適正であり、審査請求人の主張には理由がない。

第5 法令の規定等について

- 1 法第4条第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定されている。

これを受け、資産について、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第3において、「最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、次の場合を除き、原則として処分のうえ、最低限度の生活の維持のために活用させること。」とされ、「次の場合」として、「1 その資産が現実に最低限度の生活維持の

ために活用されており、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立の助長に実効があがっているもの」など五つの場合が列挙されている。

被保護者が生活用品としてオートバイを保有することができるかについては、問答集問3の23の答において、「総排気量125ccを超えるオートバイについては、生活用品としての必要性は低く、(中略)生活用品としての保有は認められない。」とされている。

保護申請時に被保護者が保険に加入している場合の取扱いについては、課長通知第3の問11の答において、保険の解約返戻金を資産として活用させることを原則とし、例外的に保険を解約させないで保護を適用し得る要件の一つとして「返戻金が少額」であることが必要であるとされている。これを受け、問答集問3の24の答(2)において、「解約返戻金が少額であるかの判断については、医療扶助を除く最低生活費の概ね3か月程度以下を目安とされたい。」とされている。

- 2 法第27条第1項においては「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」と、法第62条第1項においては「被保護者は、保護の実施機関が、(中略)第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」と、同条第3項においては「保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」と、同条第4項においては「保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。」と規定されている。

さらに、被保護者が法第27条第1項の規定による指導指示に従わない場合の取扱いについては、課長通知第11の問1の答において基準が示されており、その3において、「保護の停止を行なうことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき」は、保護を廃止することとされている。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

(1) 結論

本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 指示①について

本件において、処分庁は、問答集問3の23の答に基づき、総排気量が125ccを超えるオートバイの保有は認められないことを理由として、指示①を行っている。

しかし、形式的に問答集問3の23で示されている答に該当しても、次官通知第3の1に該当する場合には資産の保有が認められており、本件オートバイは、下肢に障害のある審査請求人の日常生活のために活用されていること、また、購入後10年以上経過しており売却による資産活用は困難であると考えられることから、次官通知第3の1に掲げられている「処分するよりも保有している方が生活の維持及び自立の助長に実効があがっているもの」に該当する余地がある。

よって、処分庁は、指示①を行う前に、本件オートバイの資産活用について保有の是非を含めて具体的に検討すべきであったところ、こうした点を検討するこ

となく行った指示①は適正であるとはいえない。

イ 指示②について

処分庁は、生命保険の解約返戻金相当額が保護開始時の保有を容認することができる限度額を超えており、生命保険が活用することができる資産であると考えられることを理由として、指示②を行っている。

生命保険は、保護を申請した平成28年5月2日時点では、差し押さえられており、解約して解約返戻金を資産活用することが不可能であったことから、処分庁は、生命保険を解約すべき旨を指示せずに同日から保護を開始したものの、その後、同年5月26日に差押えが解除されたことに伴い、処分庁は、生命保険を解約して解約返戻金を資産活用することが可能になったとして、口頭による指示を繰り返し行った後、平成29年2月17日付けで、文書による指示②を行ったものである。

生命保険の解約返戻金相当額は、指示②を行った時点（指示②の前月に当たる平成29年1月4日時点）では、〇円であり、生命保険の解約返戻金は、保護開始時の医療扶助を除く最低生活費〇円の3箇月分である〇円を超えており、問答集問3の24の答(2)によると「少額」ではないことから、次官通知第3及び課長通知第3の問11の答により、生命保険を解約させ解約返戻金を資産として活用すべきである。

よって、指示②は、法第27条第1項及び次官通知第3等に基づく適法かつ適正なものである。

ウ 本件処分について

法第27条第1項による指示を行うに当たっては、当該指示が適法かつ適正であるべきところ、指示①は適正であるとはいえないため、審査請求人は、その指示を履行すべき義務を負わない。しかしながら、指示②は適法かつ適正であることから、審査請求人はこれを履行しなければならないところ、指示②の履行期限までに生命保険を解約していないことから、法第62条第1項の指示に従う義務に違反していると認められる。

そこで、本件処分を行うに当たり、処分庁は、審査請求人に対して、法第62条第4項に基づき弁明の機会を供与する旨の通知書を送付し、指示②に従っていないという理由で平成29年5月1日付けで本件処分を行う予定である旨を通知した上で、同年3月30日に、審査請求人から「弁明書」と題する書面を受領するとともに弁明を聴取したところ、審査請求人は、指示②に従わないことを明言した。審査請求人は、指示②の前に行われた口頭による同様の指示についても、従わない旨繰り返し明言していたことから、処分庁が、課長通知第11の問1の答の3の(3)の「保護の停止を行なうことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき」に該当するとして保護を廃止すべきとした判断に不合理な点は認められない。

よって、指示②の不履行を理由の一つとして行われた本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件処分は取り消されるべきとする審査請求人の主張は認められない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第1部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成31年 3月 7日	審査庁が審査会に諮問
〃 3月11日	審査請求人から審査会に主張書面等の提出
〃 3月18日	第1回調査審議（第1部会）
〃 4月25日	第2回調査審議（第1部会）
〃 4月25日	答申

第8 審査会の判断の理由

1 指示①について

問答集問3の23の答においては、「総排気量125ccを超えるオートバイについては、生活用品としての必要性は低く、(中略)生活用品としての保有は認められない。」とされているところ、処分庁は、本件オートバイの総排気量が125ccを超えていることを理由として、指示①を行っている。

しかしながら、資産の保有については、次官通知第3において、「処分のうえ、最低限度の生活の維持のために活用させる」取扱いの例外の一つとして、「その資産が現実に最低限度の生活維持のために活用されており、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立の助長に実効があがっているもの」が掲げられている。

この点、処分庁は、指示①に先立ち本件オートバイを資産として活用することについての具体的な検討を行うべきであったところ、処分庁は、本件オートバイの売却価格及び本件オートバイを処分するために必要な費用を把握しておらず、処分庁が当該検討を行っていたとは認められないため、指示①は適正であったとはいえない。

2 指示②について

課長通知第3の間11の答においては、保険を解約させることなく保護を適用し得る要件の一つとして「返戻金が少額」であることが定められており、問答集問3の24の答(2)において、「解約返戻金が少額であるかの判断については、医療扶助を除く最低生活費の概ね3か月程度以下を目安とされたい。」とされているところ、処分庁は、生命保険の解約返戻金相当額がその保有を容認することができる限度を超えていることを理由として、指示②を行っている。

この点、生命保険の解約返戻金相当額は、保護開始時点で〇円、指示②の前月に当たる平成29年1月4日時点で〇円であり、いずれも審査請求人の保護開始時点の最低生活費（医療扶助に係るものを除く。）である〇円の3箇月分である〇円を超えており、問答集問3の24の答(2)によると少額ではないと認められる。

よって、生命保険は、解約してその解約返戻金を資産として活用すべきであったものであり、指示②は適法かつ適正なものである。

3 本件処分について

指示①は適正であるとはいえないが、指示②は適法かつ適正であることから、審査請求人は、指示②に従うべき義務を負うところ、指示②に先立ち口頭により行われた同趣旨の指示について従わない旨繰り返し明言し、処分庁が本件処分に先立ち審査請求人に対して供与した弁明の機会においても、指示②に従わない意思を表示したことから、処分庁が、課長通知第11の問1の答の3の(3)の「保護の停止を行なうことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき」に該当するとして本件処分を行うこととした判断に不合理な点は認められない。

よって、審査請求人が指示②に従わないことを理由の一つとして行われた本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第1部会

委員（部会長）	北村	和生
委員	岩崎	文子
委員	岡川	芙巳